

「武州五日市村文書」史料細胞現状記録

解説 戸 森 麻衣子

はじめに

ここに紹介するのは、東京大学法学部法制史資料室所蔵「武州五日市村文書」の史料細胞現状記録である。日本史学研究室「近世文書を讀む会」ではここ数年來、法制史資料室所蔵の未整理文書の調査を進めてきたが、「大和国吉野郡小路村梅本家文書」「京都数珠屋仲間文書ほか」とつづけて、この「武州五日市村文書」で最後の一単位となった。「近世文書を讀む会」では九六年度・九七年度にこの作業にあたり、史料細胞現状記録を作成し、また、勉強会や現地での聞き取り調査等を行ってきた。その成果を受けて、ここに史料細胞現状記録を完成し、解説を付することができたのである。

*聞き取り調査は九六年六月十五日、吉田伸之氏と近世文書の会に参加する学生らによって行われ、その後筆者が追加的に個人で聞き取りに向いている。

一 「武州五日市村文書」全体について

「武州五日市村文書」とは、法制史資料室において未整理状態で置かれていた際に、全体を包装紙に包んだ上に付箋を添付して示されていた名称である。文書は、八つのまとまりが束ねられて、さらに全体を包まれていた。史料細胞番号は、これらのまとまりに対して1から8までの番号を与え、その上で、各まとまりを順に解体し、子番号を付してある。形態的特徴について見ると、すべて状ものであり、文書はあとから作爲的に折りがえられていることが目に付く。通常の形状の村方文書は文書の奥から順に細かく折り巻かれていくが、ここでは、その折り方を変えて、端と端を合せる形で大きめの幅に畳まれており、これは、法制史資料室において「標本」として製本することを意図して行われたと考えられることから、整理作業はある程度進行していたことが窺える。それは、史料番号と内容を対照してみると、

まとまり（1から8の親番号に対応）ごとに年代的或いは内容的な特徴が見られることから裏付けられる。

法制史資料室には、この文書がいつ所蔵されたのかを示す情報は残されていない。しかし、「武州五日市村文書」は比較的遅い段階―昭和三〇年頃に法制史資料室に入ってきたものと考えられている。それは、「大和国吉野郡小路村梅本家文書」「京都数珠屋仲間文書ほか」との関係でも推量される。これらには標本甲の標本番号が付されており、「小路村梅本家文書」は269、「数珠屋仲間文書」は271、「奉公人請証文」（「数珠屋仲間文書ほか」の内）は272である。一方、「武州五日市村文書」に番号はつけられていない。しかし、271の「数珠屋仲間文書」、272の「奉公人請証文」は「武州五日市村文書」と一緒の箱に、整理が完了せずにしまわれてあったという。この標本番号は法制史資料室への受入れ順となっている可能性がよい、と法制史資料室では見ており、そこから「武州五日市村文書」は、272の「奉公人請証文」の後に続くはずではなかったのかと推定されるのである。

ここで、この解説の後にある史料細胞現状記録を参照しながら、文書の全体像を概観してみよう。

まず、親番号ごとの年代的（内容的）特徴について見ると以下のようになる。

- 1 番台…延宝～明和年中
- 2 番台…享保～明治の借用証文の類が多い
- 3 番台…文化元年～文化十四年
- 4 番台…文政元年～天保十四年、しかし、文政年中のものが殆ど
- 5 番台…天保二年～天保十四年

6 番台…嘉永二年～明治二年

7 番台…文書の作成年代を特定できない文書が殆ど
8 番台…享保～天保年中の年貢皆済目録の類が多い

これを見て分かるように、古いものから新しいものへと順にまとめられており、ただ、借用証文類と年貢皆済目録のみは別に一括されているようである。明治初頭までのもののみで、それ以後のものはない。この文書群は、大部分は武州多摩郡五日市村に関係する文書で占められているが、原出所を五日市村と異にするとと思われる文書もかなりふくまれている。それは、親番号が2番台のものの中に集中し、一部6番台にもある。確実に出所を異にすると考えられるものは以下の通りである。

A…史料細胞番号2127 信濃国伊那郡

B…2128、2134、2138～39 越後国頸城郡（これについては、

同じ松村新田村の文書が明治大学刑事事博物館「越後国頸城郡文書」の中に収蔵されており、それとの関連性も考えられる。）

C…2130～31

D…2129、2133 信濃国佐久郡（これは、「京都数珠屋仲間文書ほか」のうちの「信州平賀新町村古文書」の一部であると考えられる。）

E…2135 上総国夷隅郡

F…2136 下総国相馬郡

G…614～8 山城国紀伊郡、乙訓郡、葛野郡（文書の宛所の各村は、その相給領主の内に「北面衆」が共通して存在する。また、

「京都数珠屋仲間文書ほか」のうち、「一札之事他」の中に下久我村「下久我村は久我村の内」関係の文書が見られるが、あるいは

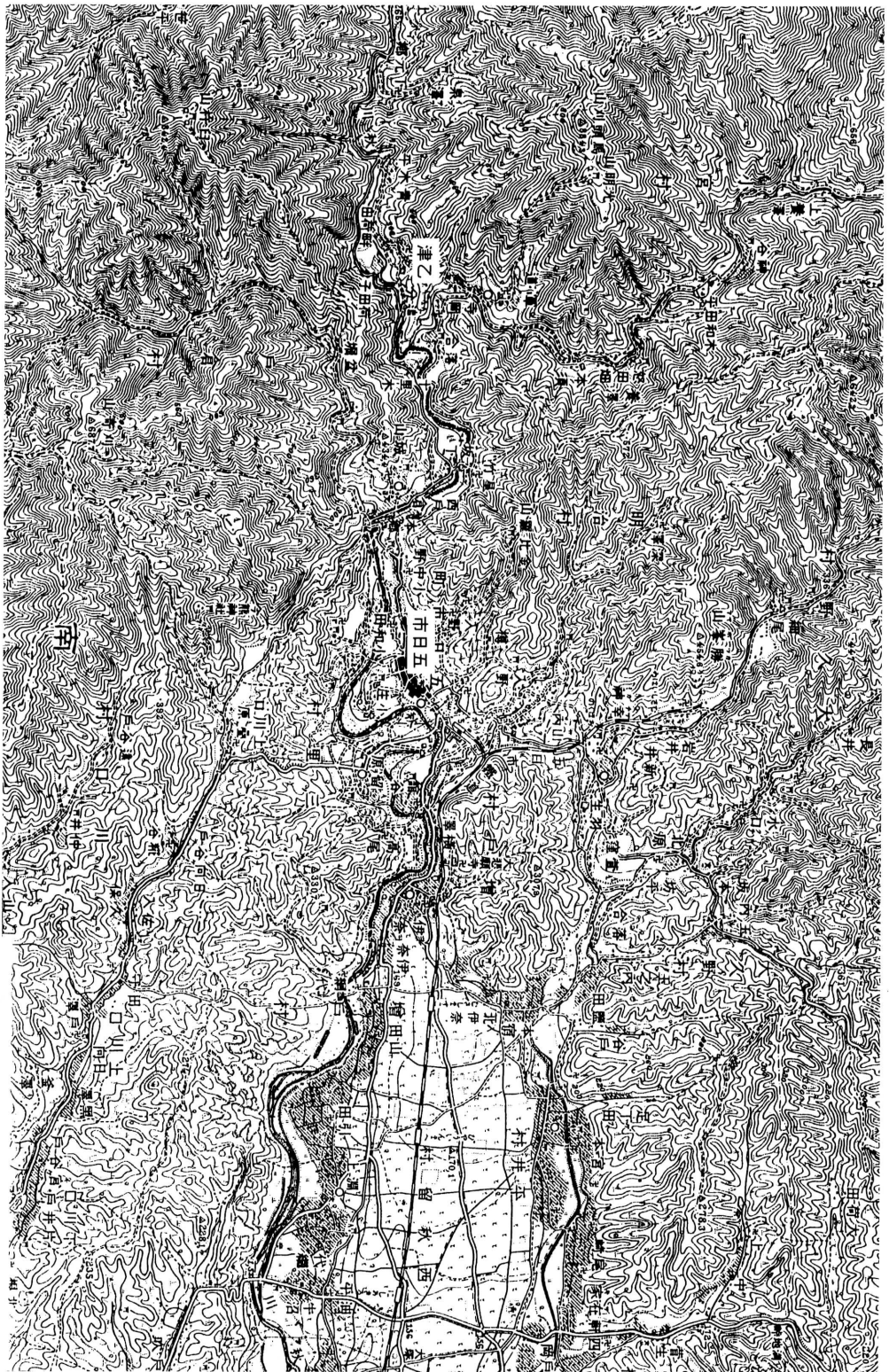


图 武州多摩郡五日市村周边 (出典：五万分一地形图东京十四号、昭和五年発行、大日本帝国陆地测量部)

これと結びつくのかもしれない。)

次に、確証は持てないが、出所は異なるであろう可能性を持つものについて一応挙げておく。

H・2・32、2・37

I・5・27、28、5・30、33 (清兵衛への売掛出入に関する一連のもの。)

2番台の内山安兵衛・内蔵助関係文書や6番台の多摩郡乙津村関係文書は、双方ともやはり出所を異にするように見えるが、A～Iとは「混入」の過程が異なると考えられるので、ひとまず五日市村文書の中に含めておく。これについては後述する。どこでこのような混入が起ったのか考えると、法制史資料室へ入る以前の混入の可能性と、法制史資料室で整理作業の際混入した可能性と二通り考えられるが、どちらか判断することはできない。

これで、五日市村と出所を異にするものが数点ずつ、複数の出所にわたって存在することが確認できた。この「解説」では、右に述べたA～Iについては更に踏み込まず、以後は五日市村を原出所とすると考えられるものについてのみ述べていこうと思う。混乱を避けるため、五日市村が出所である文書を、「武州五日市村文書」と区別して、ここからは『武州五日市村文書』と表記することとする。

二 『武州五日市村文書』について

『武州五日市村文書』の原出所―原所蔵者について考える。史料細胞現状記録を見渡せば、五日市村名主土屋勘平の名がしばしば登場することにすぐに気がつく。そこで土屋勘平について『五日市町史』等

を参照して見てみると、以下のことがわかる。土屋家は文政十一年までは五日市村(全村)名主を勤め、文政十一年以後は、五日市村内が幕領(四・九三二六三石)と旗本中山大助(主馬・要人)知行所(二六五・九七四三七石)に分給されたため、旗本中山氏知行所分の名主を勤めている。また、文政十年の改革組合村の設置の際、五日市村は組合三五ヶ村の寄場村とされた。そこで土屋勘平も寄場役人として従事している。土屋勘平家は五日市村中宿に居住し、絹買・質屋渡世・水車営業等を行っている。安政二年の段階では持高六石余と記されている(あきる野市五日市郷土館保管萩原家文書4・62)。土屋家は、戦国期以来続く旧家であり、例えば『新編武蔵国風土記稿』には土屋家についての記載があり、武田浪人と称していることがわかる。土屋家の同族には三家あり、上土屋―権左衛門家は時々組頭を勤めている家で、下土屋―勘平(勘兵衛)家はこれまで言及してきたとおりで、ほかに、大番場―弥惣左衛門家がある。これらの諸状況から、『武州五日市村文書』の多くは土屋家が所有していたものと考えて良いのではないかと仮定できる。

しかし、もしそうであるとすると、その土屋勘平家の文書がなぜ法制史資料室に所蔵されることになったのだろうか。また、法制史資料室所蔵の文書は、残っている土屋家文書のすべてなのだろうか。

実は、法制史資料室所蔵分のほかに土屋家文書の一部なのではないかと思われる文書がある。それも含めて文書群相互を比較する。

α 法制史資料室『武州五日市村文書』

β 法制史資料室、標本甲2・2000「髮結株之儀二付日記 写本」

(一点)

γ 国文学研究資料館史料館所蔵『祭魚洞文庫旧蔵水産史料』の内、

「武州多摩郡五日市村文書」(18件)

αについてはこれまで述べてきたとおり、法制史資料室に來歴情報は残されていない。しかし、幸いにβ・γについては若干の情報があ

る。
βは同じ法制史資料室に所蔵されているものであるが、αと異なり整理済みで、カード目録も作成されている。文書には、文政十二年、五日市村名主勘平が江戸に上つて髪結床場取締を願ひ出ている一件と、それにつづけて御貸付方役所へ貸付金願ひを行っている件が記されている。裏表紙に「御用向 土屋勘平」とあることから、土屋家のものでは基本的には「法制史圖書受入目録」に受入記録が記されているが、αには該当記載がないのに対しβにはそれがあり、昭和十四年二月の受入で、四円五〇銭で古書店から購入した旨が記されている。

γに関する來歴情報については国文学研究資料館史料館編『史料館収蔵史料総覧』の該当項と「祭魚洞文庫旧蔵水産史料目録解題」を参照する。これによるとこの文書は、渋沢敬三が主宰した日本常民文化研究所より一九四九年、史料館(当時文部省史料館)へ譲渡されている。渋沢敬三は昭和七年、漁業史研究室を設立して日本水産史研究を開始し、昭和九年、邸内に祭魚洞文庫を建てて、研究と共に日本水産関係史料の収集を行うようになった。そしてこの後約十年間に収集した水産関係史料が「祭魚洞文庫」となった。収集資料は古書店を通じて購入したものが多くといわれている。祭魚洞文庫旧蔵の「武州多摩郡五日市村文書」は下表に示すとおりである(文書目録では、「五日市村文書」として一括されているが、このすべてが五日市村を出所としたものではなく、留原村や山田村よりのものも含まれているよう

祭魚洞文庫旧蔵水産史料		
武州多摩郡五日市村文書 (1011)		
1	(伊奈村百姓高尾村外三ヶ村地先漁獵場入込出入訴状并 濟口取替証文)	宝暦7年
2	漆代永納赦免願	明和3年
3	御廻状留帳	明和6年
4	漆御改二付小前買上帳控	
5	高反別米永漆綿割附帳	寛政7年
6	(留原村地先漁獵用場え山田村獵師入込出入一条)	寛政8年
7	(留原村高尾村定免継願控)	寛政11年
8	(御用鮎生巢場上川通ニテ紺屋染灰汁洗禁止ニ付請状)	文政元年
9	(酒酔喧嘩吟味下ヶ願)	文政3年
10	(川除普請下請人議定書)	文政10年
11	(鮎運上金年季明二付跡請願書)	文政11年
12	村明細差出帳写	文政11年
13	(玉川鮎獵仲間定書)	天保13年
14	鮎漁入会出入濟口証文	嘉永2年
15	(入会漁出入り水車堰打毀ニ付濟口証文)	嘉永2年
16	御用上鮎三ヶ村仲間漁師請印連名帳	嘉永6年
17	質屋・水車・油絞・鮎・炭稼人村々取調書上帳控	
18	料理・鰻・旅籠・鮎・居酒屋・蕎麦・茶漬茶屋売上高買上	明治6年

ある)。これを見ると、御用鮎に関するものや漆年貢に関するもの、村明細帳など、点数が少ない割に内容は様々である。また、αとは違って、冊子体のももの見受けられる。帳の裏表紙に「丑年当名主勘兵衛(1011-3)」「五日市村名主勘平(1011-5)」などと所有者と思われる名前が書いてあることから、土屋家文書の一部ではないかと推定した。

β・γ共に昭和戦前期に古書店から購入された可能性を含んでおり、

そこから双方とも同時期・同様なルートを辿ってそれぞれに所蔵されたと推定しうる。すると、なぜ古書店に文書は流れ、購入対象となつたのであろうか。それには、土屋家の近代の歴史を見る必要がある。

土屋家の近代の状況については『五日市町史』やあきる野市五日市郷土館発行『郷土あれこれ』20号の記述を参考にする。近代の土屋家は、上土屋の土屋常七による五日市銀行経営の盛衰と、動向を共にした。土屋常七（1833-1920）は下土屋勘兵衛の弟で、上土屋の養子となり、若い頃は厚木の本店に奉公していたが、明治元年、維新を機に五日市へ戻り、上土屋の家業である織物仲買業を継承し、明治二年に八王子、続いて同二八年には日本橋に支店を設けるほどになった。そして、明治二年、五日市銀行を設立した。頭取には土屋常七、副頭取には内山安兵衛、監査役には土屋勘兵衛、その他役員には五日市村内・周辺地域の有力者が名を連ねている。八王子町、立川村に銀行の支店を設けるなど規模を拡大していったが、第一次大戦中が経営のピークで、大正九年常七が没し、嗣子大次郎の代になると経営は悪化し、さらに大次郎養子五十五の代となると不況のおりから負債を抱え、銀行は休業に追い込まれ、大正十三年に第三十六銀行に吸収される。五日市銀行の失敗のため土屋家は破産となった。上土屋のことであったが下土屋も連帯して破産してしまった。そのため家財の売り立てをして負債の返済を行わざるを得なかった。売り立ての際、帳簿・文書の類が反故紙として什器の包み紙に使われたという話や、奉公していた女中が、土屋家から賤別として伝馬関係の文書をもらったという話が伝わっているという。

ここから考えると、これを遠くない時期に土屋家の文書類は土屋家から外に流れたものと思われる。このうち一部が法制史資料室へ、一

部が祭魚洞文庫のコレクションとして収集されることになったのではないだろうか。そこから、αも同様に土屋家から流れたのではないかと推定が成り立つ。しかし、そのように単純ではないことが分かってきた。

下土屋の破産後、栗原氏という人物が土屋家の店を借りうけて呉服商を営み、後に屋敷全体を買い取った。しかし、その裏庭の方に土屋勘兵衛は隠宅を構え、昭和二七年までひっそりと暮らしていたという。暮らしていた隠宅には文書類がまだ残っていたらしく、五日市郷土館保管森田家文書の中には、昭和二五年にその土屋家の文書を借り受けて写し取った旨が記録されている文書もある。勘兵衛夫婦が亡くなってから、屋敷の持主である栗原氏は、他の諸道具と共に自己の裁量で文書類を処分したのではないかと思われる。それは他の面からも示唆的である。以前に、「武州五日市村文書」の6番台に乙津村関係文書が含まれていることに言及した。6-4-8の中井正次右衛門差出文書を除くと6番台のほとんどが乙津村関係であるといつてよい。乙津村は実は五日市村の近隣の村で、政治的にも経済的にも五日市村と深い関係にある。土屋家の家屋敷を受け継いだ栗原氏は、乙津村の名主を勤めた家の出身で、乙津の本家の栗原家には現在も文書が残されているとのことである。6番台の乙津村関係文書は、この栗原氏がもたらした可能性も考えられるのである。そうすると、土屋家文書と一緒に外の者に引き渡したのであろうか。

*戦後の土屋家の事情や栗原氏の件については、五日市郷土館清水菊子氏の教示を受けた。

ここで、2番台に集中してみられる内山家関係文書についても触れておく。内容としては、内山家への質地証書類、奉公人請状等の経営

関係文書がほとんどである。内山家は土屋家と同様に五日市村にあった家で、内山安兵衛家（大内山）と同族二家（上内山、向内山）とがあった。内山安兵衛家は五日市村下宿に居住し、最初農間荒物渡世を行っていたが、宝永二年より質屋を始め、近隣村々にかけて山林を取出し、屈指の大山持ちとなった。また、文政十一年の分給以後は幕領分の村役人も勤めている。近代には、山よりの収入を基礎に五日市鉄道経営、代議士、五日市銀行役員などの活動を行っていたが、土屋家よりも早く衰退して五日市から去ってしまい、現在、屋敷跡に土蔵のみが残って建っている。土蔵には以前文書類が残されていたが、だんだんと外に流れてしまっており、方々に分かれて現在は所蔵されているとのことである。

以上のことから考えると、何らかの足がかりを五日市に持った者が、土屋勘兵衛が亡くなった以後の時期に、土屋家の文書、栗原氏のもたらした可能性の高い乙津村の文書、内山家文書を採集し、まとめていずれかへ運んだものと思われる。法制史資料室での受入推定年代と、五日市でのこの状況の時期はかなり近く、自然である。しかし、一方で昭和戦前期に流れた可能性も捨て切れない。

三 『武州五日市村文書』（土屋家文書）の内容構成

ここでやっと『武州五日市村文書』の中の土屋家文書を見ることが出来る。全体的な内容の特徴としては、土屋家の「家」に関するものが経営関係・私文書ともほとんどない、ということや、文化・文政期の打擲関係の文書が多いということが指摘できる。『武州五日市村文書』（土屋家文書）を、文書成立の背景となる、土屋家の関係する諸

組織によって大まかに分けると、①組合村関係（寄場、助郷、鷹場、御用帖など）②旗本中山氏知行所関係③五日市村関係（名主としての関わり）④その他、と四つに分けられる。

土屋家について文書から知りうる情報を挙げておこう。明和・安永期には名主役は大番場土屋家（弥惣左衛門家）が勤めていた（史料細胞番号1-4、1-5）。土屋勘平家では水車営業を行って、冥加永を上納しており、また、酒造貸蔵も行っていたらしい（7-54）。これは、村明細帳に酒造人として名が挙っていることや、酒造株高三〇石を所持している（『五日市町史』）ことから裏付けられる。天保十三年には、五日市村中山知行所分名主として地頭所より名主給が付与されていたが、天保十四年、「御伝馬一件」により土屋勘平は跡部能登守の裁許を受け、名主役退役を申し付けられ、そのため勘平からその子所平へ名主役が交代したが、その「御請印形」を拒否する動きが持ちあがり、天保十四年、所平は名主役を退役している。これを経て、弘化・嘉永期には土屋家外の源蔵が名主役を勤めている。しかしなぜか翌天保十五年、所平は地頭所より一代上下御免を受けているのである。（5-11、5-18、5-56、7-18、7-28）。

最後に、土屋家文書が散逸以前、どのような文書によって構成されていたのか考えたい。

現在五日市には、文政十一年の分給以後に五日市村役人をつとめた森田家・萩原家の二家の文書が残されている。その森田家の文書の中に「弘化二巳年五月 御用書物類取調連印帳」（森田（1）-62）という史料がある。これは、幕領分の村役人が大幅に交代した際、それまで持ち伝えてきた御用書物類を取り調べ、書き上げたものである。

「御用書物類取調帳」は森田家文書の中に二冊あるが、他方が寄場役

人の事務に関して作成されてきた書物の書上げであるのに対し、こちららは、五日市村幕領分の村方文書を主としている。史料を見ると、幕領分で所持していたのはすべて文政十一年の幕領・中山大助知行所への分給以後のものであることが分かる。年貢皆済目録に注目すると、印有りの本文は「御用書物類取調連印帳」では文政十一年以降のもののみであるのに対し、『武州五日市村文書』には、文政以前の皆済目録も含まれている。また、現在、森田家文書の中に文政以前の皆済目録も存在するが、すべて写しとなっている。こうした状況から推測すると、分給の際、文政十一年以前の五日市村の公文書はそのまま名主を勤めていた土屋家に残されたのではないだろうか。そして、文書の種類・形式は継承しつつ、幕領側で新たな文書は作成され、保存されていったのだろう。逆に見れば土屋家では、「御用書物類取調連印帳」に書き上げられたような文書を作成・所持していたと考えることができる。現状では史料細胞現状記録に示すとおりであるが、以前は土屋家の活動を反映した様々な文書が残されていたに違いない。

おわりに

「武州五日市村文書」は、出所を異にする文書が多く混入されているばかりではなく、二段階の混入を受けた可能性もあり、原状から遠くかけ離れた位置にいる。これは稀なことかもしれない。しかし、古文書の保存活動や研究に関わる我々は、このような文書も現に存在するという心を留めておかねばならないだろう。それにしても「武州五日市村文書」が本当に昭和三〇年頃に法制史資料室にはいなかったのならば、「β法制史資料室標本甲212000」とは、五日市で

別れて二〇年ほどを経て再び法制史資料室で出会ったことになり、その奇遇に複雑な思いを受ける。

〔附記〕この史料細胞現状記録並びに解説の執筆にあたって、東京大学法学部法制史資料室口石久美子氏、あきる野市五日市郷土館清水菊子氏ほかの方々、石井道郎氏には大変お世話になりました。ここに記して御礼申しあげます。

また、近世文書を読む会において史料細胞現状記録作成に参加してくださった方々は以下のとおりです。

市川大祐、伊藤剛、稲田奈津子、猪野研一、今津敏晃、上田純子、太路秀紀、緒方敦泰、川勝守生、金炫榮、金孝宣、ギョーム・カレ、佐藤かつら、清水有子、杉山かや、田辺美紀、多和田雅保、戸森麻衣子、内藤隆夫、中網栄美子、永原健彦、南部みどり、新妻淳子、朴花珍、朴薫、原珠美、藤井直史、朴澤直秀、牧原成征、松澤裕作、丸山進、宮地英敏、湯浅誠、横山百合子、吉田伸之、ロバート・ヘリヤー

番号	表題	内容	年代	差出	宛所	形態	数量	備考
0	(包装紙、括り紐等)					包装紙、括り紐	1・1	防虫剤3あり
1・0	(包紙、括り紐)	(上巻)「武州五日市村古文書三六通 延宝一宝水二」				包紙、括り紐	1・1	包紙に付箋あり
1・1	御贈口之事	たつ奉公人請状	延宝6、10、8	川口村人主たれ、請人たれ	細ヶ谷村久七	状	1	裏打ちあり
1・2	壳渡申山之事	御年貢漆にさしつかえ、山壳渡	宝永5、5、19	上川口村山壳主次郎右衛門他3名	下川口村六左衛門	状	1	裏表書あり
1・3	壳渡申山之事	發沢入七兵衛普兵衛分之山	宝永7、4、27	山壳主伊左衛門、証人伊兵衛他4人	六左衛門	状	1	裏表書あり
1・4	乍恐以書付ヲ奉願上候	地境争論に付御吟味願	明和6、12	五日市村名主助兵衛	伊奈備前守様地方御役所	状	1	
1・5	乍恐以書付ヲ奉願上候	大水にて御救い願	安永6、4	五日市村百姓代字右衛門年寄内蔵助名主弥之左衛門	伊奈半左衛門御役所田中藤兵衛、夏目善太郎	状	1	貼纏あり
1・6	乍恐以書付願上候	秋川以種御救普願願	天明6、10	五日市村名主弥三左衛門、年寄市左衛門他4名	伊奈半左衛門様御役所	状	1	
1・7	差上申一札之事	傷害一件の事後処理につき	寛政2、4	伊奈拱津守支配所五日市村百姓吉左衛門仲久兵衛他3名	御奉行所	状	1	
1・8	乍恐以書付御願申上候	名主役を弥三郎に仰せつけられたく、小前惣百姓一同連印	寛政6、8	五日市村百姓五兵衛他10名年寄8名百姓代1名	伊奈友之助様御役所	状	1	
1・9	差上申一札之事	無宿浅之助盗一件につき、仰せ渡しの趣請書	寛政6、12	伊奈友之助御代官所五日市村百姓武兵衛後家もと代兼百姓長右衛門他5名	御奉行所	状	1	裏書あり
1・10	乍恐以書付ヲ奉申上候	小前の者よりの故障により酒造願下げ	寛政8、正、11	五日市村名主助平	伊奈友之助様御役所	状	1	
1・11	取替申一札之事	不動院、覚法院の除地相對替につき	寛政8、7	五日市村真言宗不動院他4名	覚法院	状	1	大慈願寺奥印及び貼纏文書あり
1・12	入置申一札之事	山論出入一件の入用は村方限りで割り合う旨	寛政8、5	戸倉村名主十郎右衛門他2名	五日市村仁兵衛他8名	状	1	
1・13	覚	金式兩借用証文	寛政9、10	嶋田元右衛門	五日市村勘平、伊兵衛、小兵衛	状	1	
1・14	一札之事	以後禁酒、万端慎みにつき	寛政11、8	当人伝兵衛他7名	村方御役人衆中	状	1	

1・32	1・31	1・30	1・29	1・28	1・27	1・26	1・25	1・24	1・23	1・22	1・21	1・20	1・19	1・18	1・17	1・16	1・15
乍恐書付を以奉申上候	乍恐以書付御訴詔奉申上候	一札之事	差出申一札之事	書付を以申上候	書付を以申上候	書付を以申上候	書付を以申上候	書付を以申上候	一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	一札之事	一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	入置申儀定証文之事	差上申一札之事
貯殺滅殺御有免下されたく	年季明けの山、理不尽出入辭狀	勘当の件につき、御詫び下され、以後は慎むにつき	以後、慎むにつき	久三郎勘当の件、御聞礼しにつき	俸大酒につき、勘当罷付願	夫は勘当されたが、両親は養う旨	娘誘い出しにつき詫	平生大酒、勘当に申し分なし	四季打鉄徳名前替御願下されたく	欠け落ちしたが、以後は不埒をしない旨	身持不埒なきよう慎むので、此度は御用捨てされたく	今後、勝手に止宿させない旨	酒狂不調法につき、御詫び一札	病氣につき、拜借鉄砲返上願	平生大酒、身持ち不埒であったが、以後出精	打擲一件、内済については取扱人に任せる旨	酒会等慎む旨
享和2、正	享和2、3	享和2、8	享和2、11	享和2、8	享和2、8	享和2、8	享和2、10	享和2、8	享和元、□	享和2、12	享和元、8、27	享和元、8、27	享和元、8、27	享和元、11	寛政13、3	寛政12、10	寛政12、12
多摩郡高尾村名主藤蔵他8名	伊奈友之助御代官所武州多摩郡五日市村訴訟人百姓市郎左衛門	久三郎	当人三郎兵衛、組合惣代嘉兵衛他4名	五日市村久三郎五人組勘兵衛他3名	五日市村百姓久三郎親安右衛門	五日市村久三郎妻きの	盆堀村当人吉蔵他2名	五日市村百姓久三郎	五日市村鉄徳預主百姓源蔵他2名他1名	長瀬村百姓嘉兵衛弟当人藤右衛門他1名	藤左衛門俸伝兵衛他38名	五日市村しけ他4名	十蔵店豊次郎他1名	預り主安左衛門他4名	五日市村下宿当人藤右衛門他4名	半平他4名	当人利助、地主亦七、家主市郎左衛門他2名
伊奈友之助権御手附岩瀬幸吉	御奉行所	近所御組合中	村方御役人衆中	村方御役人衆中	村方御役人衆中	村方御役人衆中	五日市村六郎左衛門、御村衆中	村方御役人衆中	村御役人衆中	御役人衆中	御役人衆中	村役人中	村役人中	御役所	村方役人衆中	御取扱人中	御役人中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	端裏書あり											下部破損				奥書あり	

2・37	2・36	2・35	2・34	2・33	2・32	2・31	2・30	2・29	2・28	2・27	2・26	2・25	2・24	2・23	2・22	2・21	2・20	2・19	2・18	2・17	2・16
(書状)	御請書之事	乍恐以書付奉申上候	乍恐以書付奉願上候	進上申一札之事	大目付江口達之覚	覚	相渡申實地証文之事	相渡申實地証文之事	年季質物相渡申田地証文之事	差出申一札之事	差出申一札之事	店証証文之事	為替金手形之事	永年賦元済金証文之事	借用申金子之事	為替金手形之事	永相渡申畑手形之事	永代如譲り渡申細証文之事	讓渡申畑証文之事	店証証文之事	奉公人請状之事
公方棟東嶺山御靈前參詣につき	御年貢の内水廣場御用捨につき 式御免許願	農間大工渡世の者上棟の節、神拝	小兒不引取出人訴答御下ケ願	先年の証文返却につき	高家表高家知行所の儀につき	朝鮮人來聘、国役金請取	人別帳認めにつき達	御村方郷歩代人につき請書	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき	借金返済につき
天保15、10	元治元、11	文化11、5	享保15、4	正、22	文化7、12、18	嘉永元、4	享保16、12	慶応3、3	弘化元、5	文久元、11	慶応元、7、11	安政3、12	子7、21	享保元、10	文久4、2	文久3、9	嘉永7、3	寛政11、2			
松平土佐守	御知行所下総国相馬郡我孫子村名主茂右衛門	村勘三郎他	大岡兵衛頭領分上総国夷隅郡原藤九郎伴兵衛	三塚村強右衛門、同所嘉兵衛	福田左門太領内百姓次右衛門頼につき親類利右衛門、春日領内百姓	川崎平右衛門	池田修理	平賀新町實地主名主政右衛門他2名	上辰野村伊之松	大道郷松村田地質入主与次兵衛他5名	刀藏	店請人源次郎、借家人彦次郎	松田長右衛門	金子借用人権左衛門	内蔵之助	松田長右衛門	利兵衛	五日市村徳兵衛	五日市村内山安兵衛	大久野村人主惣藏	
青山下野守様他4名	御地頭所様御役人中	白川神祇閣東御役所御役人中	竹内新八郎様川浦御役所	平賀新町嘉兵衛	幸若健吉	幸若伝八郎	村彦左衛門	直江津新町伊藤九右衛門	樋口村御名主衆中	与五右衛門	内蔵之助	内山蔵之助	内山蔵之助	内山安之助	安兵衛	安兵衛	安兵衛	佐助	徳兵衛	五日市村内蔵之助	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か

3, 18	3, 17	3, 16	3, 15	3, 14, 3	3, 14, 2	3, 14, 1	3, 13	3, 12	3, 11	3, 10	3, 9	3, 8	3, 7	3, 6	3, 5	3, 4	3, 3	3, 2	3, 1	3, 0	2, 39	2, 38	
引取一札之事	乍恐以書付奉願上候 妹はつ離縁一件につき 四季打鉄砲拝借願 新平娘引取につき	差出申一札之事	乍恐以書付奉願上候	炭運上受取につき	覚	覚	覚	差出申一札之事	差出申一札之事	一札之事	規定証文之事	差上申済口証文之事	差上申済口証文之事	差出シ申一札之事	差出申御説証文之事	乍恐以書付奉願上候	差上申御請書之事	乍恐以書付奉願上候	差出申一札之事	〔武州五日市村古文書七六通文化元一十四〕	以後博奕等しない旨	長日照につき残らず白御	
文化4, 7	文化4, 11	文化4, 3, 2	文化4, 11	展12, 25	文化4, 7, 25	文化4, 12	文化3, 7, 11	文化3, 9	文化3, 12	文化3	文化3, 2	文化3, 2	文化3, 2	文化2, 4	文化2, 9	文化2, 11	文化2, 10, 4	文化元, 7, 3	文化2, 9		明和6, 2	安永2, 6	
羽口村定七他2名	五日市村百姓源次郎他3名	当村(五日市村)下宿長八他2名	五日市村吉左衛門	小野田三郎右衛門棟山後新次郎	鈴法寺納所	善兵衛	五日市村百姓長左衛門父善兵衛代長左衛門他3名	小中野村年寄善次	彦八	五日市村百姓利助他家訴訟人いち	福生村名主勘次郎他4名	五日市村百姓利助他家訴訟人いち	五日市村下宿市兵衛他2名	五日市村いち他2名	五日市村百姓庄左衛門他1名	五日市村百姓長左衛門組三五郎、名主勘平	五日市村百姓長左衛門他2名	五日市村百姓長左衛門他2名	五日市村百姓長左衛門他2名	五日市村百姓長左衛門他2名	五日市村百姓長左衛門他2名	松村新田庄屋清左衛門	松村新田本人清左衛門
親類惣代甚五右衛門他1名	伊奈友之助様御役所	当所御役人中	伊奈友之助様御役所	五日市中	御役人中	御役宅	伊奈友之助様御役所	五日市村名主勘平	勘平、長吉	取扱人五日市村名主勘平	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	伊奈友之助様御役所	下源入村兼帯庄屋清兵衛	川浦御役所	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
																					以下3点貼継	他文書混入か	

3・36	3・35	3・34	3・33	3・32	3・31	3・30	3・29	3・28・2	3・28・1	3・27	3・26	3・25	3・24	3・23	3・22	3・21	3・20	3・19
乍恐以書付奉申上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	差出申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	一札之事	以書付申上候	覚	覚	以書付奉申上候	差出申一札之事	覚	乍恐以書付御訴奉申上候	乍恐以書付奉申上候	乍恐以書付奉申上候	以書付奉申上候	差出申一札之事	一札之事
牛沼村一件につき召出、病氣につき出府相成り申さず	百姓安右衛門病死いたし、跡式相続につき	御奉公に差上げた文治へ夫金下さるよう	田方米代納并秋冬両度不納分日限延長	久三郎掃住任りたき旨	屋敷競争論	御差日御召出遅延につき詫	武八、安兵衛持山木品伐荒らしにつき	御年貢金上納のため出府見回り銭として、止宿屋食共	元吉妻さん欠落につき	久三郎大酒など仕るにつき	金2両3分取	盗み申すにつき	市日りに口附無き馬に乗らざるよう	百姓太右衛門方へ盗賊遣入、品々	大覺降禳り、麦作枯失につき御見分願	秀次郎身持不行跡につき	弁才天立旗借用につき	売掛番残金につき
文化8、7、26	文化8、9、25	文化8、9、11	文化8、12	文化8、11、5	文化8、5	文化8、11、3	文化8、9	文化8	文化7、4	文化8、9	文化7、10	文化7、8	文化7、2	文化7、2	文化7、10	文化6、3	文化6、11	
五日市村百姓重右衛門組合孫兵衛	五日市村願人初五郎他3名	乙津村年番名主源兵衛ほか	五日市村年番吉左衛門	五日市村百姓久三郎他3名	五日市村百姓久三郎他3名 いと他8名	当所(五日市村)中宿百姓利助他家	彦兵衛他4名	上宿久藏	百姓源藤方元吉他2名	当所(五日市村)北横町藤八他4名	下村年番名主清助	五日市村太右衛門他2名	五日市村名主勘平他2名	五日市村名主勘平他2名	五日市村名主勘平他2名	養沢村秀次郎他1名	当所伊兵衛	槍原村百姓五右衛門
寺社御奉行所	伊奈助右衛門御役所		名主勘平	伊奈助右衛門御役所	当御役人中	名主勘兵衛他1名	御役元	名主勘兵衛	御役所	当所御役元	五日市東丁源藏	伊奈助右衛門	伊奈助右衛門	伊奈助右衛門御役所	伊奈助右衛門御役所	五日市村名主勘平他1名	当所御役所	五日市村儀兵衛
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		後欠						一紙に2つの覚併記										

3・54	3・53	3・52	3・51	3・50	3・49	3・48	3・47	3・46	3・45	3・44	3・43	3・42	3・41	3・40	3・39	3・38	3・37
差出申一札之事	乍恐以書付テ御訴訟奉申上候	以書付御願申上候	差上申一札之事	御届ケ書之事	乍恐以書付御訴訟奉申上候	入置申一札之事	取極申隠居株分書付之事	差出申議定証文之事	願一札之事	乍恐以書付奉願上候	引取一札之事	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	差上申一札之事	乍恐以書付を奉申上候	乍恐以書付奉願上候
免願 安三郎、博奕の風聞あるにつき捨	戸倉村孫左衛門等、流地の山不渡出入	初次郎、博奕の風聞あるにつき捨免願	茂吉身持宜しからず、詫び申し入	糞、袋代残金滞につき、取調書願	米袋売払代金滞りにつき	潰屋敷相続并縁談故障につき詫	隠居に付、財産配分の書き上げ	潰屋敷再建に差紛れ候一件	代官伊奈、そのまま支配下さるよう	岸本武八様・川崎平右衛門様御上納金、差引勘定下さるよう	亀五郎母子身分引取	当村先納金仰付	水車年季明け、また前年の通有免下されたく	炭運上管済、小手形引当	藍代残金滞一件	打ち留め猪鹿員数	杵八五郎立帰りに申さず、欠落帳付け願
文化12、2、27	文化12、9	文化12、2	文化12、10	文化11、6	文化11、12	文化11、12	文化11、11	文化11、12	文化10、4	文化10、4	文化9、2	文化9、正	文化9、9、12	文化8、11	文化8、11	文化8、11、3	
三郎他2名 当所(五日市村)下宿百姓当人安	五日市村訴訟人安兵衛代弥太郎	多摩郡小和田村当人初次郎他5名	当所茂吉他7名	川越鍛冶町喜平次	訴訟人五日市村忠藏代親留八	沢又組百姓佐次右衛門他2名	入野村名主太左衛門他2名	檜原組沢又組訴訟人佐次右衛門他3名	檜原村他8ヶ村村名主年寄百姓代	乙津村源兵衛他2名	富岡村藤五郎他1名	勘兵衛他2名	伊(窓)助右衛門	名主源兵衛他1名	江戸本村木町四丁目藍屋弥兵衛頼につき代猪鹿兵衛	五日市村願佐右衛門他3名	
当所御役元	田安様御勘定所	御取締役土屋勘平他1名	当御役宅	五日市御役元	小野田三郎右衛門様御役所	沢又組御役人衆中	御世話人中	勘平	五日市村名主勘兵衛	郡方御役所	五日市村升次郎組合衆中	御役所	右村(五日市村)名主、年寄	御屋鋪大目付衆	五日市御役元	伊奈助右衛門御役所	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
													前欠			下書	

3・75	3・74	3・73	3・72	3・71・2	3・71・1	3・70	3・69	3・68	3・67	3・66	3・65	3・64	3・63	3・62	3・61	3・60	3・59	3・58	3・57	3・56	3・55
以書付申上候	乍恐以書付御訴訟奉申上候	以書付御届ケ申上候	請取申水夫人足之事	差出申水夫人足之事	差出申水夫人足之事	一札之事	差出申一札之事	口上書以御願申上候	差出申一札之事	差出申一札之事	差出申引取一札之事	差上申濟口証文之事	差上申濟口証文之事	乍恐以書付奉願上候	引取手形証文之事	以書付御願申上候	差出申一札之事	書付を以御願申上候	差出申一札之事	差出申預一札之事	差出申一札之事
身持不行跡八兵衛、詫びるにつき吟味下げ願	米袋荒私代金滞りにつき	醤油代金滞りにつき出訴届	人足10人	人足4人	人足4人	切畑山証文取替につき	地面安兵衛へ相渡すにつき	儀兵衛庭にてわら売買許可願	番人差上げにつき	所持山荒却願	義母不埒につき引取	貸金出入内済につき	百姓伴蔵との借金出入につき	貸金出入内済につき訴訟下げ願	彦七親養子貰受けにつき	博奕の着有無問い合わせにつき	博奕の着手前にて預りにつき	幸助分知地讓渡につき奥印願	博奕の着村預につき	伊之助博奕に加わり、召し捕らえにつき	五郎太へ店借し遣した疑いにつき
文化14、12	文化14、9	文化14、9	文化13、5	文化13、5	文化13、5	文化13、9、20	文化13、9	文化13、2	文化13、12	文化13、6	文化13、11	文化13、9	文化13、9	文化13、11、28	文化13、11	文化12、2	文化12、2、25	文化12、10	文化12、2、26	文化12、8、22	文化12、2
願人茂兵衛他6名	田安領入間郡扇町屋村百姓藤右衛門	川越本町茂右衛門頼代宇兵衛	小林段蔵他4名	鈴木新兵衛	上野岩太郎	檜原村伴蔵	上宿地面渡主貢之助他2名	五日市市場佐兵衛	雨間村新兵衛	山主荒之助他1名	大神村引取人重左衛門他2名	五日市村訴訟人百姓安兵衛他4名	檜原村中里組本山修験正覚院他1名	五日市村訴訟人百姓安兵衛頼いにつき代、他5名	大久保加賀守領分横沢村名主藤左衛門	多摩郡檜原村中里組百姓清右衛門弟熊治郎他4名	当所(五日市村)右組合寅吉他4名	五日市村人野組百姓幸助組合惣代組頭年寄	当所代伊兵衛親類忠七他10名	当所(五日市村)南横町百姓万右衛門組合百姓儀兵衛他2名	五日市村権田百姓長左衛門他1名
御役元	御奉行所	五日市御役元	五日市村名主中	五日市村名主	五日市村名主	正覚院	御役元	名主勘平他	御名主	御村役人衆中	五日市勘平	小野田三郎右衛門横御役所	小野田三郎右衛門横御役所	小野田三郎右衛門横御役所	五日市村名主衆中	御取締役勘平他1名	当所御役元	御役元	当御役元	当御役元	当所御役元
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	評定所奥書あり			一点に貼付																	

4・18	4・17	4・16	4・15	4・14	4・13	4・12	4・11	4・10	4・9	4・8	4・7	4・6	4・5	4・4	4・3	4・2	4・1	4・0
差上申済口証文之事	乍恐以書付奉申上候	乍恐以書付奉願上候	差出申一札之事	乍恐以添管奉願上候	差上申一札之事	乍恐以書付御訴訟奉申上候	以書付奉願上候	以書付奉願上候	差上申一札之事	下知書	差出申規定証文之事	差上申済口証文之事	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付御届奉申上候	差上申一札之事	下知書	乍恐以書付奉願上候	〔包紙など〕
質地請戻出入	村預け庄太夫召し連れにつき	庄太夫吟味中の差添え、交替につき	佐兵衛方へ盗賊謀入につき	直次郎願上げへの添簡	出火類焼につき	店明渡難渋出入	いち跡式につき	店借利右衛門立ちのかざるにつき	徳次郎盗みについて仰せ渡されにつき請書	夫人金納入命令	留五郎身分不相応の家作致すにつき	店明渡さず、家業差支による出入	関東取締出役お越しにつき、帰村願	御差紙頂戴につき	博奕取締、御咎め村預けにつき	御小姐組番人につき夫人給上納命令	仁兵衛子菜背物の問屋商売につき	〔文政元一八〕
文政12、5	天保12、正	天保10、8	文政11、7	文政11、9、21	文政11、2、18	文政11、4	文政11、8、22	文政11、4、16	文政11、9、22	文政11、6	文政11、8、27	文政11、5	文政12、閏3、26	文政12、2、10	文政12、2	文政12、4	文政2、6、27	
村百姓訴訟人次左衛門他	中山大助知行所武州多摩郡五日市村百姓訴訟人	五日市村庄太夫組合百姓甚八他2名	五日市村北寒寺組百姓佐兵衛他8名	五日市村名主勘平	五日市村番場玉林寺店忠七	五日市村玉林寺地借弥重郎	五日市村百姓次左衛門煩につき代	五日市村百姓次左衛門煩につき代	五日市村百姓七左衛門徳次郎	中山大助内小山田仲右衛門他1名	小中野村名主訴訟方吉右衛門ほか	五日市村玉林寺地借訴訟人弥十郎ほか	中山大助知行所五日市村名主勘平	五日市村勘平	五日市村名主勘平他3村村役人	中山大助内小山田仲右衛門他1名	五日市村名主勘平他1名	
御奉行所	御地頭所様御役人中	御地頭様御役人中	当御用所	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	江川太郎左衛門様御役所	御奉行所	御奉行所	当村(五日市村)御用所	五日市村名主年寄百姓代	隣村御扱人衆	江川太郎左衛門様御役所	御奉行所	御地頭様御役所	小野田三郎右衛門様御手代河野惣助	五日市村名主組頭百姓代	小野田三郎右衛門様御役所	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	包紙
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			4・11への添簡下書			奥書あり	奥書あり	付箋あり							下書or写			

4・19	一札之事	伊与吉出生身元御糺しにつき	文政10、10	戸倉村名主兼組頭六郎左衛門	五日市村御役人衆中	状	1	
4・20	以書付御届申上候	灯笼 <small>トウチ</small> など破損、塗り直しにつき	文化10	五日市村上宿勘右衛門他12名	当村御役元	状	1	
4・21・1	覚	人足差出命令		槍原村御用先江川太郎左衛門手代 柏木林之助	槍原村他11ヶ村名主年寄中	状	1	別々の文書が一紙に写
4・21・2	差上申一札之事	博奕廻問請書	文政10、8、2	五日市村百姓太郎兵衛他4名	江川太郎左衛門様御役所			
4・22	覚	鼻紙入等請取につき	文政10、8、2	五日市村百姓吉兵衛、組合長右衛門	当村御用所	状	1	
4・23	以書付御願申上候	寄場村につき、御用宿に仰せ付けられたく	文政10、9	伊八他2名	御用所	状	1	
4・24	乍恐以書付奉申上候	太郎兵衛家内に有った鼻紙入れについての詮議	文政10、7、22	五日市村名主勘平他2名	江川太郎左衛門様御手代柏木林之助	状	1	
4・25	乍恐以書付奉願上候	身持不埒の牧太郎、吟味下げ願	文政10、7	上川口村百姓半六伴牧太郎組合庄 左衛門他2名	江川代官所手代柏木林之助	状	1	
4・26	乍恐以書付奉願上候	金次郎身持改めるにつき、吟味下げ願	文政10、6、21	勘平他2名	江川手代柏木林之助	状	1	後欠
4・27	乍恐以書付ヲ奉願上候	財布等太郎兵衛所持の件、吟味下げ願	文政10、7、21	江川手代望月鶴助		状	1	
4・28	乍恐以書付奉申上候	拾得物放置につき	文政10、6、27	五日市村太郎兵衛親市兵衛他1名	江川手代望月鶴助	状	1	
4・29	対談一札之事	嘉七方へ醤油代金滞につき、居宅渡すべき旨	文政9、11	八王子横山宿丸二七兵衛代甚十郎	五日市村御役元	状	1	
4・30	乍恐以書付奉願上候	市兵衛、三郎兵衛等打擲につき	文政2、9	五日市村長右衛門他8名	小野田三郎右衛門役所	状	1	
4・31	差出申一札之事	平蔵等博奕等仕らざるにつき	文政8、5	上宿庄左衛門店平蔵他1名	当村(五日市村)御役所	状	1	
4・32	差出申一札之事	安五郎畑、流地に相成るにつき	文政7、6	上宿十兵衛他1名	当所御役所	状	1	
4・33	差上申一札之事	音次郎身持不埒につき	文政7、9	五日市村音次郎他6名	御役元	状	1	
4・34	差出申水夫人足之事	水車人川筋利用の儀につき取極	文政5、6、晦	館谷村水車人権左衛門他4名	五日市村他2村□□人中	状	1	
4・35・1	差出申水夫人足之事		文政5、4	戸田五介組鷹匠鈴木新兵衛	五日市村名主	状	1	
4・35・2	差出申水夫人足之事		文政5、4	戸田五介組鷹匠上野岩太郎	五日市村名主	状	1	4・35・1に貼継

4・53	4・52	4・51	4・50	4・49	4・48	4・47	4・46	4・45	4・44	4・43	4・42	4・41	4・40	4・39	4・38	4・37	4・36・2	4・36・1
差上申一札之事	差出申預り一札之事	入置申一札之事	差上申一札之事	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付御奉申上候	乍恐以書付奉願上候	差上申一札之事	差上申一札之事	乍恐以書付奉願上候	以書付御願申上候	差上申一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	差上申一札之事	差出申済口証文之事	差出申一札之事	水夫人足之事	水夫人足之事
寅之助等金銭出入につき、過料銭私、請書	竹次郎を打擲致した者預りにつき	佐兵衛、要右衛門内室と不埒につき	弥兵衛より金銭出入、内清仰せ渡されにつき	竹次郎打擲の始末書上	伊之助家出一件につき	勝五郎欠落帳附願	寅之助への金銭返付願等	欠落の万蔵、尋仰せ付けられるにつき請書	魚売伊之助堀宅仕らず	貸金出入につき金子返すべき旨承知につき	善助召使等打擲致されるにつき	貸金出入につき金子返すべき旨承知につき	安兵衛方へ代金渡すべき旨承知につき	貸金出入につき地所一旦訴訟方へ取置の旨	安兵衛より寅之助へ相懸る貸金出入	今後は芝居、角力等仕るまじき旨	4人	4人
文政2、閏4、13	文政3、8、朔	文政2、3	文政2、6、12	文政3、8、3	文政3、6、11	文政3、6、10	文政2、6	文政3、6、4	文政3、8、1	文政3、5、7	文政3、6、9	文政3、5、7	文政3、5、7	文政3、12、14	文政5、8	文政5、4	文政5、4	文政5、4
五日市村留次郎他6名	五日市村君助他7名	相州田代村佐五兵衛他2名	北横町初五郎他1名	五日市村名主助平	五日市村儀兵衛他1名	五日市村儀兵衛他1名	五日市村百姓万蔵他15名	五日市村竹次郎他1名	五日市村百姓訴訟人嘉兵衛	五日市村百姓寅之助他1名	善助他3名	五日市村寅之助他1名	五日市村寅之助他1名	五日市村安兵衛代嘉兵衛他2名	五日市村嘉兵衛他3名	当所上宿久蔵他98名	戸田五介組安藤八兵衛他2名	戸田五介組横山藤九郎他2名
小野田三郎右衛門御役所	名主助平	五日市村要右衛門	当御用所	小野田三郎右衛門御役所	御奉行所	小野田三郎右衛門御役所	御奉行所	小野田三郎右衛門御役所	関東御取締出役小沢敏五郎	小野田三郎右衛門御役所	御役宅	小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	小野田三郎右衛門御役所	当御用所	五日市村名主	五日市村名主
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
							前欠										4・36・1に貼継	

4・54	差上申引取一札之事	市兵衛、打擾致すにつき引取の旨	文政2、8、16	五日市村磯右衛門他2名	小野田三郎右衛門御役所	状	1	後欠
4・55	乍恐以書付奉申上候	吟味中伊之助安次郎病氣回復届	文政2、4、23	五日市村名主代年寄吉左衛門	小野田三郎右衛門御役所	状	1	
4・56・1	乍恐以書付奉願上候	吟味中伊之助安次郎病氣につき猶予願	文政2、4、21	伊之助組合儀兵衛他2名	小野田三郎右衛門御役所	状	1	
4・56・2	乍恐以書付奉申上候	吟味中伊之助安次郎病氣回復届	文政2、6	名主代年寄吉左衛門	当村御役人中	状	1	56・1に貼繼
4・57	差上申御請証文之事	安兵衛等差紙請証文	文政2、8	嘉兵衛他5名	大場儀右衛門	状	1	
4・58	乍恐以書付奉願上候	戸倉村与市方押入一件につき檢使願	文政2、8、19	五日市村市兵衛親類磯右衛門他2名	当所御役元	状	1	
4・59	差出申御請証文之事	川越文蔵への米代残金支払の旨	文政元、11	下宿政次郎他1名	当所御役元	状	1	
4・60	差出申御請証文之事	枯木萱、火の元用心のため片づけるべき旨	文政元、11、18	下宿安兵衛他1名	当所御役元	状	1	
4・61	御尋二付口上書を以申上候	寅之助地所家作撤去につき	文政元、11、18	安兵衛代富次郎他1名	当所御役元	状	1	
4・62	差出申一札之事	寅之助地所家作撤去一件、出訴費割合につき	文政元、11、19	五日市村安兵衛他3名	当所御役所	状	1	
4・63	御尋二付銘々左二申上候	寅之助居毛取り潰しの際、梨・桑木の伐荒らしあるにつき	文政元、11	右村(五日市村)孫左衛門他1名	御役所	状	1	
4・64	乍恐以書付を奉願上候	質物引当に絡み、理不尽取り片付け一件	文政元、11	訴訟人虎之助組合中	御役所	状	1	
4・65	乍恐以書付を奉願上候	質物出入内済後、地所等引き渡しについて	文政元、11	訴訟人安兵衛煩につき代富治郎	小野田三郎右衛門様御役所	状	1	奥書あり
5・0	(包装紙、括り紐)	名主役一件につき、役人中一同違変なき旨連印	天保14、7	組頭所平他7名	御地頭所様御役人衆中	状	1	
5・1	議定一札之事	先非を後悔し、以後慎むにつき一札	天保13、4、23	神職庄太夫	御地頭所様御役人衆中	状	1	
5・2	差上申一札之事	敬三郎様御出産金外上納につき請書連印	天保13、2、朔	御知行所(中山大助)上州新田郡下浜田村組頭吉蔵他9か村(9名)	御地頭所様御役人衆中	状	1	付箋あり
5・3・1	御請書之事							

5・19	5・18	5・17	5・16	5・15	5・14	5・13	5・12	5・11	5・10	5・9	5・8	5・7	5・6	5・5	5・4	5・3・2
以書付御届申上候	覚	以書付御願申上候	以書付御願申上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐書付ヲ以奉申上候	差上申一札之事	流地ニ相渡申切畑山証文之事	濱口証文之事	差上申御證証文之事	今般御取締御出役様御口達	差上申一札之事	乍恐以書付奉申上候	差上申一札之事	差上申一札之事	下知書	覚
借金滞の件出訴のため姓名書取調 べ願	五日市村所平一代上下御免につき	栗島大明神社頭大破につき相對勸 化願	売掛け滞一件につき、姓名書提出 差し延し願	御吟味中の庄太夫、一旦帰村仰せ 付けられたく	酒売掛の件で呼び出しにつき、返 答書	博奕の疑いをかけられ、以後慎む につき	代金百兩	福島寺留守居智海傷害一件につき	正太夫旧難帳外申しつけにつき簡 印	無宿取締他違守につき連印	喜三郎祭祀にて口論、以後慎ませ るので一札	庄太夫御調へ中紛失につき	熟酔の一件につき、以後寄場村々 等へ立ち入らざるよう	以後禁酒の誓約	金拾兩先納仰せ付けにつき	上納金知行所村々割
天保10、4、20	天保15、11	文政10、9	天保10、2	天保10、9、1	天保10、7、23	天保10、7	天保10、4	天保亥(10)年5、4	天保11、7、2	天保11、8	天保11、6	天保11、5、10	天保12、10、11	天保12、3、4	天保12、7	實(天保13)3、25
武州榛沢郡千斗村忠藏代惣七他1 名	地頭所内末次右介他1名 所平	当村南横町庄太夫他1名 勘平	五日市村長右衛門他19名 村御役人衆中	五日市村勘次借地替五郎他廿四人 代兼百姓長右衛門他2名	五日市村勘次借地替五郎他廿四人 代兼百姓長右衛門他2名	当村小庄組百姓甚右衛門他2名 当御役元	五日市村北かじ渡主三次郎他4名 下川口村五郎右衛門	南小曾木村福島寺留守居智海法類 惣代河辺村本内寺他15名	五日市村南横町神職美濃太夫他9 名	何村小前一同連印 御名主中	館谷村喜二郎親久次郎当人啓助組 合衆名主	五日市村名主動平他1名 御地頭所様御役人衆中	天野仙次他1名 五日市村両給御役元	当村御役人衆中	中山大助内石塚一八郎 五日市村名主動平	当村御役人衆中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
							奥印あり			付箋あり、楕形		付箋あり、奥書あり、下書		引取人内甚内他2名 の奥印あり		

5・33	5・32	5・31	5・30	5・29	5・28	5・27	5・26	5・25	5・24	5・23	5・22	5・21	5・20
一札之事	一札之事	一札之事	一札之事	差出申一札之事	一札之事	一札之事	乍恐以書付御慈悲奉願上候	差上申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	一札之事	乍恐以書付御訴訟奉申上候	乍恐以書付奉願上候
売掛出入、深谷遠江守の尊判拜見につき	売掛出入、深谷遠江守の尊判拜見につき	売掛出入、差日の尊判拜見につき	売掛出入、差日の尊判拜見につき	無宿安五郎母、村内に借家に関し以後村内に不正の者は置かない旨	売掛出入、差日の尊判拜見につき	売掛出入、差日の尊判拜見につき	御吟味中の鉄五郎引き渡し願	無宿鉄五郎、御出役中非分なきにつき	無宿人の母親の差し置きを咎められ、以後慎むにつき	酒造再御改につき、寄場役人へ迷惑をかける旨	売掛出入の差日御尊判受取りにつき	田村八太夫配下神事舞太夫にて、御獄山社役正太夫から百姓安兵衛に掛かる、貸地不売出入取状	庄太夫一件につき私儀は隔村仰せ付けられたく
天保9、8	天保9、8、28	天保9、8、28	天保8、8、24	天保9、4、2	天保9、8、29	天保9、8、25	天保9、10、4	天保9、10、3	天保9、4、2	天保9、12	天保9、8、23	天保10、9、5	天保10、8、26
井都沢井村当人権左衛門他7名	江川太郎左衛門御代官所相州津久	御代官江川太郎左衛門当分御預り所甲州都留郡野尻村当人利兵衛他4名	御代官江川太郎左衛門当分御預り所甲州都留郡鶴川村当人善兵衛他2名	井都小州村当人五郎右衛門他3名	江川太郎左衛門御代官所相州津久	甲州都留郡江川太郎左衛門支配所大樽村新之丞後家きよ他2名	当日(五日市村)下宿百姓佐太郎他2名	御役元	火附盜賊改落合長門守組小川八右衛門	火附盜賊改落合長門守組小川八右衛門御家来衆	当御役元	多摩郡瀬戸岡村酒蔵人小兵衛他1名	五日市村名主勘平
潜兵衛殿代甚太郎	潜兵衛殿代甚太郎	潜兵衛殿代甚太郎	潜兵衛殿代甚太郎	御役元	潜兵衛殿代甚太郎	潜兵衛殿代甚太郎	火附盜賊改落合長門守組小川八右衛門	火附盜賊改落合長門守組小川八右衛門御家来衆	当御役元	寄場惣代役人中	佐野門村潜兵衛殿代甚太郎	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	他文書混入か	付箋あり、他文書混入か	奥書あり				他文書混入か	付箋による訂正多し	

5・49	5・48	5・47	5・46	5・45	5・44	5・43	5・42	5・41・2	5・41・1	5・40	5・39	5・38	5・37	5・36	5・35	5・34
引取一札之事	差入申議定一札之事	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	差上申一札之事	御説申一札之事	差上申一札之事	乍恐以書付御届奉申上候		乍恐以書付奉申上候	拝借証文之事	以書付御願奉申上候	乍恐以書付奉申上候	有合三相渡申畑証文之事	以書付願上候	以書付奉願上候	覚
弥惣右衛門怪我一件内済につき	上平井村名主弥惣右衛門に疵負わせ一件につき	正太夫一件御吟味下げ願	よね娘いね家出致し、行衛知れざるにつき	金盛別家立て願	梅三郎よりの預り金、遣いこみにつき	神職正太夫人別混乱につき	神職正太夫五日市村人別差加願	庄太夫一件願書差出すよう	神職庄太夫・安兵衛出入の扱いについで	当申年凶作、村方小前極貧之者手当てとして	寅蔵勘当帳外願、下げ願	上平井村無宿一件書物	代金4両	鍋釜代金滞りにつき	不調法御詫び、禁酒仕りたく	酒造御改めにつき
天保5、2、27	天保5、3、朔	天保6、6、15	天保6、2、19	天保6、10、29	天保6、2	天保6、6、19	天保7、3、22	(天保7?) 3、23	天保7、3	天保7、12	天保8、12	天保8、7、29	天保8、12	天保9、11、21	天保9、11、21	天保9、12
拜島村右弥惣右衛門親類惣代弥兵衛他2名	上平井村名主弥惣右衛門他18名	江川太郎左衛門御代官所武州多摩郡五日市村訴訟人名主安兵衛他4名	五日市村百姓長左衛門後家よね他4名	当町(五日市)上箱次助他6名	五日市半左衛門店亀吉	先江川太郎左衛門元御代官所武州多摩郡五日市村名主安兵衛他5名	当所知行所武州多摩郡五日市村名主勘平外村役人惣代与頭藤七	小山田仲右衛門	御知行所武州多摩郡五日市村名主代兼年寄藤七	五日市村百姓代権左衛門他2名	近江屋父弁蔵他2名	引田村年寄源兵衛他1名	入野畑主伊兵衛他3名	召仕願人衆助	八王子八幡宿辨物師忠助煩につき	五日市村当人竹次郎他1名
村御立入人衆中	五日市村入野村御村役人衆中、隣	御奉行所	御地頭所様御役人中	当御役元	立入人勘右衛門殿他5名	御奉行所	御地頭所様御役人衆中	五日市村年寄藤七	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御役元	御奉行所	入野三次郎	名主勘平	当御役元	寄場大惣代御役人中
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	下部欠					金地院役僧宗珍の奥書あり		41・1の裏に虫損で貼りついてあり					讀書書継ぎ			

5・68	5・67	5・66	5・65	5・64	5・63	5・62	5・61	5・60	5・59	5・58	5・57	5・56	5・55	5・54	5・53	5・52	5・51	5・50
一札之事	差上申一札之事	入置申一札之事	覚	覚	為取替申一札之事	差出申一札之事	御届一札之事	乍恐以書付奉申上候	乍恐以書付奉申上候	差上申御請証文之事	差出申口証文之事	差出申一札之事	差出申一札之事	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	差上申一札之事	請取一札之事
酒狂一件につき託	地境争論	村方へ浪士立ち入らざるよう取極	浪士取計い引請金受取	名主給組頭給付の旨	御年貢残納についての出入	修験水元、跡式相続につき	馬代金滞一件出訴につき	水車運上季更新願	八王子千人同心憤金上納猶予願	鉄紙願買渡世の者鑑札について	政藏新屋敷土蔵普請一件	名主跡役請印不同意につき	居宅類焼につき人野村徳藏寺地所へ仮居住の旨	重蔵宅より出火につき	弥惣右衛門手負一件議定仕るにつき	戸倉村入会場所へ新株仕立て、木伐り出しの件につき	弥惣右衛門手負一件につき、代八村役人預	内済金二〇兩受取
天保2、6、14	天保2、11	天保3、3、	天保3、3	天保13、正	天保3、8	天保4、9	天保4、6	天保4、2、28	天保4、2、28	天保4、6	天保4、7	天保4、8	天保4、9	天保5、12、12	天保5、3、朔	天保5、9、25	天保5、2、晦	天保5、2、27
熊太郎																		拜島村石弥惣右衛門親類惣代弥兵衛他2名 五日市村百姓伊兵衛組合惣右衛門他3名 多摩郡小中野村小和田村留原村高尾村当代官所中山大助知行所同郡五日市村右五ヶ村役人惣代石小中野村名主三郎兵衛他1名 江川太郎左衛門当分御預所武州多摩郡上平井村名主弥惣右衛門惣代蔵他17名 五日市村名主勘平他2名 当町南横町当人庄太夫他2名
当御役元	御役人中	五日市宿御役人中	五日市宿御役人中	勘平	勘平	当御役元	五日市村御役元	江川太郎左衛門様御役所	江川太郎左衛門様御役所	関東御取締出役中	当所御役元	五日市村百姓謹	五日市村訴訟人丈助他7名	五日市村年寄勘左衛門	五日市村年寄勘左衛門	中山大助知行所武州多摩郡五日市村水車持主勘平頼に付代兼右村年寄勘左衛門他1名 荒川土左守知行所武州足立郡馬橋村銀頭藤助伴久米次郎 永元養父右近他4名 義沢村奴田畑組頼人政次郎他10名 地頭所内末次右介他1名 取極メ立花為□、田村蔵之助、武州入間郡塚越村引請小嶋望之進 世話人石川小源太他5名、取極メ立花為八他1名、引請小嶋望之進 竹次郎他出につき代兼庄太夫他8名	五日市村御役人衆中 中山大助様内小山田仲右衛門	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
					虫損					雛型、途中欠落カ?	案文				下部欠			

5・69	乍恐以書付奉申上候 無宿安五郎、村方立ち廻らざるよ う成し下されたく	天保9、4、19	江川太郎左衛門支配所武州多摩郡 上平井村名主政藏代与頭与惣右衛 門他3名	関東御取締御出役山本大膳様御手 代小池三助	状	1	
5・70	乍恐以書付奉申上候 地頭所上納金につき	天保3、12、27	御知行所武州多摩郡五日市村年寄 勘左衛門他1名	御地頭所御役人中	状	1	下部欠
5・71	差出申一札之事 口論の上、打ち掛かるに及ぶにつ いての詫	文政3、11	組合半「」	御役元	状	1	
6・0	〔包紙、括り紐〕 乍恐以書付奉願上候	明治2、11	当御支配所武州多摩郡乙津村組頭 源吾他3名	民政御役所	状	1	包紙、括 り紐
6・1	貫道履歴 倉之助寄場へ召出しにつき、他行 他出差留めの旨	慶応4、10	西光寺貫道 乙津村落合組倉之助組合長右衛門 他1名	御本山御役寮中 年番名主重郎次殿御役人中	状	1	
6・2	入置申一札之事 戊年城州河州撰州大川筋御普請入 用銀請取	慶応元、11、18	中井正次右衛門	城州紀伊郡竹田村庄屋年寄中	状	1	他文書混入か
6・3	戊年城州河州撰州大川筋御普請入 用銀請取	元治2、正、19	中井正次右衛門	城州乙訓郡長法寺村庄屋年寄中	状	1	他文書混入か
6・4	戊年城州河州撰州大川筋御普請入 用銀請取	元治2、正、25	中井正次右衛門	城州乙訓郡鴨川村庄屋年寄中	状	1	他文書混入か
6・5	戊年城州河州撰州大川筋御普請入 用銀請取	元治2、正、25	中井正次右衛門	城州葛野郡川端村庄屋年寄中	状	1	他文書混入か
6・6	戊年城州河州撰州大川筋御普請入 用銀請取	元治2、正、18	御領分乙津村組頭十郎治	城州乙訓郡久我村庄屋年寄中	状	1	他文書混入か
6・7	御刀拝借につき	元治元、12、14	御領分武州多摩郡乙津村百姓長次 郎他1名	郡方御役所	状	1	
6・8	差紙頂戴、請書へ印形拒否につき	万延元、閏3	御領分武州多摩郡乙津村百姓長次 郎他2名	郡方御役所	状	1	
6・9	岸本・川崎両御役所よりの借入御 用金返納につき	万延元、閏3、16	御領分武州多摩郡乙津村百姓長次 郎他2名	郡方御役所	状	1	
6・10	心得違いの儀につき、急度叱り仰 せ付けられるべき旨、請書	万延元、閏3	御領分武州多摩郡乙津村百姓長次 郎他2名	郡方御役所	状	1	前欠
6・11	乍恐以書付奉申上候				状	1	後欠、後半部に6・12 ・2が継ぎ合わせ
6・12・1	乍恐以書付奉願上候				状	1	
6・12・2	乍恐以書付奉願上候				状	1	

6・13	差出申一札之事	商人、旅人止宿について旅籠仲間請書	文化9、11	(乙津村) 軍道村旦那格周造他9名	関東御取締出役吉田傷平次	状	1	虫損
6・14	順席記録之事	菩提寺明光庵再建につき寄付志次第に応じ順席定め	安政6、4	中山主馬知行所武州多摩郡五日市村組頭権左衛門借家鶴吉伴定吉他21名	中野村与七	状	1	後欠カ
6・15	乍恐以書付奉願上候	熟酔にて宅表口戸・器具破損一件吟味下げ願	安政4、7、25	(乙津村) 軍道上組当人寅吉他8名	郡方御役所	状	1	写
6・16	為取替申議定一札之事	寅吉、平四郎より土地譲受けの上百姓株立てるにつき	安政3、5	米津相模守領分武州多摩郡乙津村柳宗鎌倉建長寺末明光庵、名主次左衛門	郡方御役所	状	1	写
6・17	往来一札之事	幸吉分	安政2、5	(乙津村) 軍道組主八左衛門他3名	郡方御役所	状	1	写
6・18	差出申詔書并境目之事	杉検伐荒しにつき	安政3、10	御領分武州多摩郡乙津村組頭重左衛門	郡方御役所	状	1	写
6・19	乍恐以書付奉申上候	印鑑変更につき	嘉永6、7、11	御領分武州多摩郡乙津村之内軍道組頭源兵衛他2名	郡方御役所	状	1	写
6・20	乍恐以書付奉申上候	不当奉作刈取一件、内済につき	嘉永5	多摩郡乙津村内軍道当人忠右衛門他9名	郡方御役所	状	1	写
6・21	取扱済口証文之事	忠左衛門女房、岩蔵と密通につき	嘉永4、8、19	武州多摩郡訴訟人平四郎他1名	郡方御役所	状	1	乙津村
6・22	乍恐以書付御訴訟奉申上候	養父貯金盗難につき	嘉永2、5	武州多摩郡五日市村太郎兵衛他4名	郡方御役所	状	1	乙津村
7・0	〔包紙、括り紐〕	〔武州五日市村文書九〇通〕			包紙、括り紐	1・1		
7・1	御尋二付書付以奉申上候	触下の者意背につき	4、24	畔切神社大宮司伴清監	寺社御奉行所	状	1	
7・2	差出申一札之事	吟味中村預け仰せ付けにつき		七左衛門組合麻右衛門他5名	当御役元	状	1	下書
7・3	差出申一札之事	福昌寺智海、口論の上疵負うにつき	(天保)	南小曾木村福昌寺留守居智海法類惣代1他6名	上師岡村名主孫左衛門殿外村役人中	状	1	
7・4	一札之事	鼻紙入類の拾得物についての尋に對する回答	(文政)、7、23	当御支配所武州多摩郡五日市村名主助平他2名	江川太郎左衛門様御手代柏木林之助	状	1	
7・5	一札之事	熟酔の上打擲一件、内済			柏木林之助	状	1	書き損じ
7・6	差上申一札之事	太郎兵衛所持品、改めの上お下げにつき	8、2	武州多摩郡五日市村太郎兵衛他4名	柏木林之助	状	1	

7・23	7・22	7・21	7・20	7・19	7・18	7・17	7・16	7・15	7・14	7・13	7・12	7・11	7・10	7・9	7・8	7・7
覚	酌取申金子之事	御触書	借用申金子証文之事	廻章			乍恐以書付奉願上候	差出申一札之事	入置申一札	差出申一札之事	乍恐以書付御訴訟奉申上候	差上申一札之事	詫入申一札之事	差出申一札之事	差出申一札之事	入置申一札之事
大伝馬割・臨時諸人用金請取	五日市村勘平より廻町平河町平兵衛に渡すべき金子預り	浪人・物貰いの者共の廻村についての幕府触写	金二両二分	御出役様より仰せ渡されの書面、下書雛形作成につき	惣次郎母おまつ密通につき、引取一札之事、証文之事、の2通の案文書留め	出府すべき旨、差紙	知行所村々役人一同による願書、渡り人召抱えについて、惣益講について	博奕不埒の廉、御用捨願	仁兵衛より政右衛門方へ掛る亮掛り出入につき	福島寺智海宛付一件消口につき	面体知れざる者夜中押入り参るにつき	盗品持込みに対し金子貸し渡し、不埒につき	弟寅次郎女房、身持不埒につき	今後は身元確認のうえ借家させる旨	名主勘平跡役御請印形拒否について	安三郎妹おとみ誘引につき
辰6、晦	子12、19			亥8、15	4、27			11、18			辰5、25		巳8月	4、6		(天保)
駒木宿小仏定助郷惣代河村武右衛門他1名	廻町山元町大塚屋源兵衛			寄場五日市村名主勘平代所平	中山大助内小山田仲右衛門他1名		上濱田村名主善兵衛他9名	年寄善左衛門他1名	当人――	五日市村役人惣代吉左衛門			乙津村内軍道組詮入人文藏他2名	当所下楳政右衛門他1名		熊藏他2名
伊奈村林藏他3名	小和田村庄次郎			小中野村他4ヶ村右御村々御役人中	五日市村名主勘平		御地頭様御役人中	五日市仁兵衛	南小曾木村福島寺様御留守居智海僧様御法類中右村役人中				同村源左衛門他1名	御役人中		安三郎
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				封紙共			差出に五日市村舎心	下書		下書		下書			下書	下書

7・24	申渡書付	御附金御臨時金御先納金御試仰せ付けにつき	寅11月	地頭所内末次右介他1名	御知行所武州多摩郡五日市村名主組頭中	状	1	日光山参詣前、封紙共
7・25	覚	地頭所より御酒代金頂戴 題章写、内藤新宿酒屋喜六方よりのものと、山本大膳よりのもの 2通	酉7、晦	地頭所内末次右介他1名	五日市村役人中	状	1	
7・26	覚	知行所高朝金一三〇兩差し出すべき旨下知	卯4月	地頭所内末次右介他1名	五日市村名主組頭百姓代	状	1	日光参詣前後、封紙共
7・27	覚	名主勘平退役、伴所平に名主役御せ付けにつき	(天保 卯5月	地頭所内末次右介他1名	五日市村年寄百姓代	状	1	
7・28	覚	御掛様よりの御用状、継ぎ送り下さるべく	午8、27	高月村名主新藏	小川村他3ヶ村右御村々御名主中	状	1	封紙に糊付してあり
7・29・2		御膳所御用玉川上ヶ鮎中、漁獵差し留めにつき	午8、27	伊奈助右衛門手附岩瀬幸吉	小和田村他2か村右村々名主、年寄中	状	1	封紙に糊付してあり
7・30		去申年普濟目録引替えに罷り出るべき旨、題状	酉3、14	伊奈助右衛門役所	五日市村他6ヶ村右村々名主年寄	状	1	封紙共
7・31	覚	関東取締出役廻村につき村役人罷り出るべき旨、題章	子8、18	五日市寄場役人	入野村他13ヶ村右村々御名主衆中	状	1	封紙共
7・32	申渡	神職正太夫旧離職外申付 嘉平次差出金御下げにつき、請書印形のため罷り出るべき旨	子6、23 辰8、10	中山大助内斎藤八郎他1名 伊奈友之助附(カ)川崎与十郎	知行所武州多摩郡五日市村役人 養沢村名主年寄中	状	1	封紙共
7・33・2		村方組頭百姓代名前等取調へ、届け下されたく、題状	亥9、2	五日市村名主勘平	上大久野村他5ヶ村御名主中	状	1	
7・34	御下ヶ問書写	神職正太夫身上等尋				状	1	
7・35		留原村御用鮎村々加入願につき、題状等写		柴崎村世話役次郎兵衛他1名	五日市村他2ヶ村右村々御名主中	状	1	3枚が角で糊付けされている
7・36・1	口演	高尾山口留の御守、柏木林之助様へ差上げ下さるべく	7、25	上恩方村七郎兵衛	五日市村勘平	状	1	36・2、3と糊付けし てあり
7・36・2	〔書状〕	御用状并貸銭、砂川村へ即刻継ぎ立てにつき	7、29	熊川村名主	五日市村御名主中	状	1	

7・51	7・50	7・49	7・48	7・47	7・46	7・45	7・44	7・43	7・42	7・41	7・40・2	7・40・1	7・39	7・38	7・37	7・36・3
乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	儀定証文之事	覚	以口上書申上候	以書付御願申上候	覚	差上申御請書之事	乍恐以書付奉願上候	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚
久三郎呼出、日延願	元次郎慢心増長につき、賜り物等取上げ、御屋敷様通行差し留め下さるよう	引田村与七疵負一件内済につき	神社号勝手に願上げ、触頭へ違背不埒につき	疵人の容態について	不埒あるにつき過料銭仰せ付け	入野村去戌年貢不納あるにつき	芝居手躰禁止について関東取締出役より触達の旨、廻章	書類御下げ渡し願	地所出入のため、村役人年貢請取拒否につき	不法出入一件に関する呼出状	御用につき当村止宿、賄代木銭米錢手形	木銭米錢手形	繼立人足差出の旨、先触	当丑御年貢式納につき廻状	急御用物、五日市村旅宿まで継ぎ送りと下さるべく	伊兵衛出府致すべき旨、差紙
未10・28				未6・20	8、2	子年	子8、16	丑6、2		8、5	酉10、2	申6、12	戌12、9	丑9、20	7、25	
武州多摩郡五日市村年寄吉左衛門	(乙津村)市之丞他98名	武州多摩郡秋留郡五日市村秋留神社大宮司訴訟人竹百長門、同州同郡相原村大嶽山神主右相手吉野殿	岐	中村八太夫手附廣瀬高助他3名	玄龍他1名	五日市村三内村伊奈村土大久野村名主一同	寄場五日市村名主勘平他4名	中山大助知行所武州多摩郡五日市村名主勘平	五日市村百姓彦兵衛	中山大助内小山田仲右衛門他1名	伊奈助右衛門元手代中里次郎兵衛	伊奈助右衛門手代福田善左衛門	関東御取締出役道田平助	江川太郎左衛門役所	上恩方村名主七郎兵衛	地頭所内末(次)右他1名
伊奈助右衛門城御役所	米津越中守城郡方御役所			中山大助知行所武州多摩郡五日市村名主勘平	勘平		小和田村他36ヶ村右村々名主衆中	御奉行所		五日市村名主勘平	多摩郡五日市村名主中	五日市村名主中	五日市他5ヶ村	吉井村他16ヶ村右村々名主組頭中	川村、下川口村、上川口村より五日市村迄右村々御名主中	五日市村百姓伊兵衛
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	乙津村文書	下書	下書			写	封紙あり	下部欠	下書	封紙あり		40・2と端で糊付けし てあり	封紙あり	封紙あり	封紙あり	封紙あり

7・52	乍恐以書付奉申上候	村内にて無宿幸吉差押えの一件につき	5、18	武州多摩郡五日市村名主勘平	小池三助	状	1	後欠
7・53	乍恐以書付奉願上候	三郎兵衛寤毒につき御仕置願予願	8、2	五日市村名主勘平他4名	柏木林之助	状	1	
7・54	乍恐以書付奉願上候	大袋村平次郎、勘平宅にて漕違をできるよう、願進願				状	1	
7・55	乍恐以書付奉願上候	久次郎召出吟味有免願				状	1	
7・56	乍恐以書付御訴訟奉申上候	小前之者来正月年礼拒否につき				状	1	
7・57	乍恐以書付御訴訟奉申上候	疵負の久右衛門の客体について	文化11、10	五日市村久右衛門組合百姓弥兵衛他1名	小野田三郎右衛門様御役所	状	1	
7・58	乍恐以書付奉願上候	三次郎増住願		百姓三次郎弟安五郎ほか		状	1	下書、欠落帳附願も附記
7・59	御尋二付以書付奉申上候	津久井縣岡村光明寺身持の儀御尋ほかにつき		庄右衛門他2名		状	1	下書
7・60	乍恐以書付奉申上候	久右衛門打擲致さる一件、内議定を破る等の不法につき		扱人連印		状	1	下書
7・61	以始末書奉申上候	相州春山村伊兵衛よりの酒其外売掛滞一件	亥8、4	五日市村勘平	小山田仲右衛門、斎藤八郎	状	1	下書
7・62	乍恐以書付奉願上候	庄太夫一件に關し、村方取締不行届きについて	(天保)	五日市村勘平他9名	御地頭所様御役人中	状	1	下書
7・63	乍恐以書付奉願上候	五日市村久右衛門、小和田村文吉らに打擲致さるにつき		五日市村願人組合弥兵衛		状	1	下書
7・64	(書状)	庄太夫一件について、添簡依頼に對する返事	(天保)			状	1	写
7・65	乍恐以書付奉願上候	御林山伐出方 私へ仰せ付け下されたき旨		(五日市村名主勘平)		状	1	下書
7・66	乍恐以書付奉願上候	当村三郎兵衛召出し、発熱につき猶予願		勘平、吉左衛門		状	1	下書
7・67	乍恐以書付奉申上候	村方一件引合のため水帳并書物飛脚差立てにつき	4、25	(中山大助知行所武州多摩郡五日市村名主勘平)	御奉行所	状	1	

7・81	7・80	7・79	7・78	7・77	7・76	7・75	7・74・2	7・74・1	7・73	7・72	7・71	7・70	7・69	7・68	
乍恐書付を以奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	御尋二付乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	覚	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	乍恐以書付奉願上候	
久右衛門、小和田村文吉らに打擲致さるにつき	後家よね娘いね風与家出、欠落帳付願	父勘平重症につき、帰村介抱仕りたく	竹次郎、当村善助ほか数拾人より理不尽打擲致さるにつき	五日市村百姓利助欠落帳附願	五日市村太郎兵衛、望月勘助様御出役の節召出され、同人家内にある鼻紙入れについて御礼し	庄太夫出訴一件、庄太夫身分・是迄の行跡尋ねにつき、申上	久三郎不斗家出につき懸落帳附願	米代金二兩一分余受取	御用状継立遅刻につき、勘弁願	南横町竹次郎疵受け一件、始末につき申上	庄太夫一件に添簡仕るのは恐れ入るため、取計い方向	川嶋武右衛門殿再勤仰せ付け下されたく	渡御用人召抱の件、前々の通御本家様御附添人拝借下されたく	元地主いちの地所、最早流地と心得る旨、返答	
文化11、10、9	(天保)	未10、27	亥9、23	(文政)	(天保10) 亥8、21	(文化)	巳4、5	(天保)	(巳年)					文政12、4、5	
五日市村百姓久右衛門親類藤七他1名	五日市村百姓長右衛門後家よね他4名	中山大助知行所武州多摩郡五日市村名主勘平頼二付代松所平	願入庄太夫他12名	右五日市村欠落人利助親類兼地主善助他2名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	願入五日市村百姓久三郎親安右衛門他3名	扇町屋村萬や重右衛門代次郎兵衛	願入五日市村百姓久三郎親安右衛門他3名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名	御知行所武州多摩郡五日市村庄太夫元親合惣代百姓甚八他1名
小野田三郎右衛門様御役所	御地頭所様御役人中	寺社御奉行	右村名主勘平	江川太郎左衛門様御役所	御地頭所様御役人中	伊奈助右衛門様御役所	五ヶ市村勘平	伊奈助右衛門様御役所	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御地頭所様御役人中	御奉行所
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下書	下書	下書			下書、付箋あり	裏に宿紙の案文を貼つてあり	下書	下書	下書	下書	下書	下書	下書	下書	下書

7・82	乍恐以書付奉願上候	竹次郎打擲致さる一件、役所への出頭は晦日まで猶予下されたく	(文化)	村々名主、年寄、百姓代	五日市村名主中	状	1	下書
7・83	乍恐以書付奉願上候	貯秤詰戻しの義、御免成し下されたく	(文化)	小野田三郎右衛門御代官所武州多摩郡五日市村百姓安兵衛煩二付代同人召使訴訟人弥太郎他1名、相手5名	五日市村名主中	状	1	雛形
7・84	乍恐以書付御訴訟奉願上候	私所持の切畑山諸木伐荒し出入	(文化)	伊奈助右衛門手代福田善左衛門	五日市村名主中	状	1	
7・85	覚	見回りの為来村、木銭米銭手形	申6、4	伊奈助右衛門内御代官所武州多摩郡五日市村百姓重右衛門組合孫兵衛	五日市村名主中	状	1	
7・86・1	覚	上納金落手	子6、20	中山大助内斎藤八郎	五日市村名主中	状	1	
7・86・2	覚	取締見廻のため止宿、昼食・木銭米代手形	未11、16	伊奈助右衛門様手代福田善左衛門	多摩郡五日市村名主中	状	1	7・86・1の下に貼継
7・87	覚	御村方久右衛門飯科五兩一分御取	亥7、15	馬喰町三丁目長嶋屋潜之助	五日市村勘平	状	1	下書
7・88	乍恐以書付奉願上候	太郎兵衛庭先の捨物、不正の品として吟味を受けるにつき	(文政10)	伊奈助右衛門内御代官所武州多摩郡五日市村百姓重右衛門組合孫兵衛	寺社御奉行所	状	1	
7・89	乍恐以書付奉願上候	牛沼村一件について召喚された重右衛門、病氣につき委細申上	文化8、7、27	当御代官所武州多摩郡檜原村沢又組訴訟人百姓佐次右衛門他相手4名、抜入1名	小野田三郎右衛門様御役所	状	1	
7・90	差上申済口証文之事	潰屋敷相続に差障り出入	(文化)	吉三郎事川崎九郎兵衛	勘平、四郎右衛門	状	1	
7・91	覚	金一兩二朱落手、養沢村他7ヶ村分	8、26	小野田三郎右衛門御代官所武州多摩郡五日市村百姓久右衛門他4名	御奉行所	状	1	下書
7・92	差上申済口証文之事	竹次郎打擲致さる一件につき	亥5、9	五日市村組頭勘兵衛他7名、惣百姓庄左衛門他10名		状	1	
7・93	乍恐以書付奉願上候	小和田村一件(文吉他による打擲吟味下ケ願)	享保7、12、11			包紙	1	前欠
8・0	(包紙)	年貢御付御請書				状	1	

8 ・ 12	8 ・ 11	8 ・ 10	8 ・ 9	8 ・ 8	8 ・ 7	8 ・ 6	8 ・ 5	8 ・ 4	8 ・ 3	8 ・ 2
寅御年貢金普濟目録	卯御年貢金普濟目録	巳御年貢金普濟目録	乍恣以雪付奉申上候 辰普濟目録	辰普濟目録	子普濟目録	辰普濟目録	亥御年貢前取米水之事 辰普濟目録	戌年御年貢可納割付之事 酉御年貢普濟目録	酉御年貢普濟目録	子御年貢普濟目録
関東筋御取締組合定められるにつ き										
天保2、正	天保2、11	文政13、正	文政13、4	文化6、7	文化2、3	寛政9、3	寛政9、12	明和3、11、5	寛保3	享保18、7
中山大助内小山田仲右衛門他1名	中山大助内小山田仲右衛門他1名	中山大助内小山田仲右衛門他1名	中山大助知行所武州多摩郡五日市 村外34ヶ村惣代石村名主勘平他4 名	伊(恣)助右衛門 中山大助知行所武州多摩郡五日市 村外34ヶ村惣代石村名主勘平他4 名	伊(恣)友之助	伊(恣)友之助	菅安十郎他4名	備前 大屋季之助	萩原源八郎	萩原源八郎
姓 右村(五日市村)名主、組頭、惣百 姓	姓 右村(五日市村)名主、組頭、惣百 姓	姓 右村(五日市村)名主、組頭、惣百 姓	御勘定奉行曾我豊後守他4名	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓	右(五日市村)名主、年寄、惣百姓 五日市村	(五日市村)名主、百姓	右村(深沢村)	右村(五日市村)名主、組頭、惣百 姓
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1